

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

6 長地環第5-4号

令和6年(2024年)10月31日

株式会社MIYABI

代表取締役 竹前 雅史 様

長野県長野地域振興局長

令和6年8月22日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社MIYABI 代表取締役 竹前 雅史 長野県須坂市臥竜四丁目3番21号	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分 (I)	産業廃棄物処理施設の設置許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県須坂市大字野辺中原1912番2	
② 廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設	
③ 処理を行う廃棄物の種類	・破碎する産業廃棄物 がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (コンクリートくずに限る。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力	63.297 t/日 (7.912 t/h : 8時間稼働)	
⑤ 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
➤申請の区分 (II)	産業廃棄物処分量の新規許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県須坂市大字野辺中原 1912 番 2	
② 廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設	
③ 処理を行う廃棄物の種類	・破碎する産業廃棄物 がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (コンクリートくずに限る。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力	63.297 t/日 (7.912 t/h : 8時間稼働)	
⑤ 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 須坂市塩野地区、村石地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 須坂市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	① 塩野地区 (日時) 令和6年11月2日(土) 午前10時から (場所) 塩野町公会堂(須坂市塩野308番地1)	

	② 村石地区 (日時) 令和6年11月3日(日) 午前10時から (場所) 村石町公会堂(須坂市野辺1731番地)
--	---

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。